

「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（令和8年厚生労働省告示第70号）」

【ベースアップ評価料の抜粋（医科診療報酬点数表）】

第四の三 医科点数表第一章第二部入院料等通則第11号及び歯科点数表第一章第二部入院料等通則第9号に掲げる厚生労働大臣が定める基準

次のいずれかに該当する保険医療機関であること。

- (1) 令和八年三月三十一日時点において、入院ベースアップ評価料の届出を行っていること。
- (2) 令和六年三月と比較して、継続的に賃上げを行っている保険医療機関であること。
- (3) 令和八年六月一日以降に新規開設した保険医療機関であること。